

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月23日

【会社名】 ジェコス株式会社

【英訳名】 GECOSS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 馬越 学

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 (代表) 03 - 3660 - 0777

【事務連絡者氏名】 総務部長 加納 始

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 (代表) 03 - 3660 - 0777

【事務連絡者氏名】 総務部長 加納 始

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月23日開催の当社第49回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 配当総額727,980,840円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

#### 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、石橋康雄氏、倉智達也氏、鈴木章夫氏、藤田眞氏、岩本能成氏、小野武彦氏、馬越学氏、清宮理氏の8名を選任する。

#### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、田中増男氏、菊池きよみ氏の2名を選任する。

#### 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 弓場勉氏ならびに退任監査役 横瀬力氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、弓場勉氏については取締役会に、取締役、監査役を歴任した横瀬力氏については、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にそれぞれ一任する。

#### 第5号議案 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役のうち社外取締役以外の6名および監査役のうち2名に対し、役員賞与総額44,400,000円(取締役分41,400,000円、監査役分3,000,000円)を支給する。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	308,475	240	0	(注) 1	(注) 3 可決 (98.83%)
第2号議案				(注) 2	(注) 3
石橋康雄	307,502	1,212	0		可決 (98.52%)
倉智達也	307,863	851	0		可決 (98.63%)
鈴木章夫	307,865	849	0		可決 (98.63%)
藤田真	307,861	853	0		可決 (98.63%)
岩本能成	307,865	849	0		可決 (98.63%)
小野武彦	304,041	4,673	0		可決 (97.41%)
馬越学	300,092	8,352	0		可決 (96.14%)
清宮理	307,697	1,017	0		可決 (98.58%)
第3号議案				(注) 2	(注) 3
田中増男	307,441	1,274	0		可決 (98.50%)
菊池きよみ	307,641	1,074	0		可決 (98.56%)
第4号議案	277,713	31,001	0	(注) 1	(注) 3 可決 (88.97%)
第5号議案	307,789	925	0	(注) 1	(注) 3 可決 (98.61%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。  
 3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。  
 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
 本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上